

◆不正改造は犯罪です！

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼り付け、③基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、④基準不適合マフラーの装着又は消音器の取り外し、⑤タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっています。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令書の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っています。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

(問合せ先)

○迷惑改造車相談窓口(不正改造車110番)・迷惑黒煙相談窓口(黒煙110番)  
九州運輸局 自動車技術安全部 整備課  
Tel 092-472-2537

○九州各県における相談窓口一覧(不正改造車110番、黒煙110番)

福岡運輸支局整備部門	092-673-1196(音声ガイダンスにて3番)
佐賀運輸支局整備部門	0952-30-7274(音声ガイダンスにて4番)
長崎運輸支局整備部門	095-839-4749
熊本運輸支局整備部門	096-369-3130(音声ガイダンスにて2番)
大分運輸支局整備部門	097-558-2577(音声ガイダンスにて2番)
宮崎運輸支局整備部門	0985-51-3958(音声ガイダンスにて3番)
鹿児島運輸支局整備部門	099-261-9197